

保護者等 様

学校感染症と医師により診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、学校長が出席停止の措置をとることができます。その場合は、医療機関での診断時に医師の指示を確認し、学校に連絡をしてください。

なお、登校許可が出るまでの間は、医療機関または自宅にて療養してください。

出席停止の判断するための資料として、以下の「学校感染症罹患^{りかん}*状況連絡票」を医療機関で記入していただき、治癒後、学校（担任）に提出してください。

※医療機関の証明でない場合は、医療機関発行の「医療費明細書」もしくは調剤薬局発行の「薬の説明書」等のコピーを添付してください。

*罹患^{りかん}…病気にかかること

三重県立石薬師高等学校

学校感染症罹患状況連絡票

年 組 席 生徒名

1 診断名

2 受診日 年 月 日 ()

複数回受診された場合はその旨ご記入ください

3 療養期間および医師からの指導内容

年 月 日 ~ 年 月 日

【学校での留意事項】

以上のとおりでしたので、 月 日から登校します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

保護者等 名前

(自筆)